

令和 年 月 日

年 組

保護者様

清瀬市立清瀬第二中学校
校長 堀内 雅之

学校において予防すべき感染症について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。）

これらの感染症（裏面参照）の可能性があって欠席させる場合には、学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかな報告をお願いします。

医師の指示により、他へ感染させるおそれなくなった生徒を登校させる際には、以下の「学校感染症による登校許可届」を保護者が記入の上、学校へ提出してください。

— — — — — き り と り — — — — —

学校感染症による登校許可届

清瀬市立清瀬第二中学校 校長殿

年 組 生徒氏名

下記の疾患について、受診し加療しました。

病名： _____

受診した医療機関名： _____

出席停止期間（ 月 日 ～ 月 日） 月 日より登校させます。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印